

遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準案等に関する 意見交換会 議事概要

1. 日時：平成 15 年 12 月 19 日（金） 14：00～16：45
2. 場所：全共連ビル（本館 4 階 大会議室）
3. 主催者：内閣府食品安全委員会
4. 傍聴者：42 名（一般 33 名、マスコミ 9 名）
5. 出席者

<意見陳述人> （氏名50音順）

笠井美恵子	デュポン（株）農業製品事業部バイオテクノロジー部長
柏原 洋司	日本モンサント株式会社バイオ規制・環境部長
河田 昌東	名古屋大学理学部大学院生命理学科助手
倉形 正則	遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン
田部井 豊	農業生物資源研究所・植物細胞工学研究チーム長
安田 節子	食政策センタービジョン21代表、日本有機農業研究会理事
山浦 康明	日本消費者連盟副代表運営委員、食の安全・監視市民委員会運営委員

<食品安全委員会>

寺田 雅昭	食品安全委員会委員長
小泉 直子	食品安全委員会委員
見上 彪	食品安全委員会委員
早川 堯夫	遺伝子組換え食品等専門調査会座長
澤田 純一	遺伝子組換え食品等専門調査会座長代理
五十君 静信	遺伝子組換え食品等専門調査会委員
宇理 須厚雄	遺伝子組換え食品等専門調査会委員
小関 良宏	遺伝子組換え食品等専門調査会委員
澁谷 直人	遺伝子組換え食品等専門調査会委員
丹生谷 博	遺伝子組換え食品等専門調査会委員
日野 明博	遺伝子組換え食品等専門調査会委員
山川 隆	遺伝子組換え食品等専門調査会委員
山崎 壮	遺伝子組換え食品等専門調査会委員
和田 正江	企画専門調査会委員
犬伏由利子	リスクコミュニケーション専門調査会委員

<関係行政>

広瀬 誠	厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐
飯田 健雄	農林水産技術会議事務局技術安全課課長補佐
水谷 知生	環境省自然環境局野生生物課課長補佐

<食品安全委員会事務局>

村上 貴久 評価課長
西郷 正道 リスクコミュニケーション官

6. 議事

(1) 開会挨拶 (14 : 00 ~ 14 : 05)

寺田 雅昭 食品安全委員会委員長

(2) 安全性評価基準案等についての説明 (14 : 05 ~ 14 : 30)

「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（案）」についての説明

澤田 純一 遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員

「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方（案）」についての説明

小関 良宏 遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員

(3) 意見陳述及び質疑 (14 : 30 ~ 16 : 40)

(○ : 意見陳述人側発言、 △ : 事務局側発言)

・「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（案）」について

- 発現タンパク質が一日のタンパク質摂取量の有意な量を占めているかどうかについて、もし占めている場合には安全性に問題がないと判断される理由を求めている。これはコーデックスのガイドラインにもない項目ですが、どのような安全性の懸念があることを想定されているのでしょうか。
コーデックスのガイドラインにはないが、厚生労働省にあったものをそのまま移行したものである。今回この部分を残した理由としては、摂取量が多いとアレルゲンになる可能性があるだろうということが挙げられます。
- 基準案の中で、「遺伝子」と「DNA」を使い分けているように思えるが、どういう使い分けをしているのか明確にしてほしい。
「DNA」は物質的な定義で、「遺伝子」は機能的な定義です。
- 審査方法に合わせて安全性を確保することが目的ではなく、一般消費者が食べて安全であるかどうかは私たちにとって一番大事なことです。開発企業がどのように安全性を確保したらよいのかと考えているかということに対して疑問を感じます。
- 開発企業としていかにすれば安全性を担保できるかを考えて商品化しますので、基準にのっとって審査が行われる場合には、申請に必要なデータを明確に示してもらいたい。基準が明確でないと白紙の状態で一から申請書類を作成することになってしまう。
- 適正手続きに基づく審査を進めるということには賛成しますが、むしろこうした基準をしっかりとることによって、これまで認可してきた遺伝子

組換え食品の総合的な見直しこそまずすべきである。

- 発現する可能性のあるオープンリーディングフレームがある場合に、安全性に問題がないと判断できる合理的な理由を示すことになっていますが、実際に証明することは極めて難しいのではないかと。
- 食品の安全は、科学的な知見によって確保されてきたわけではなく、広範な食の経験を積み上げて、人体のほうを合わせみながら確保してきました。科学的な知見のみを根拠にして基準を作ることについては非常に慎重にならなければならない。
- 対象となる食品及び目的につき、環境・倫理・道德・社会的経済的事項をはずすことには反対する。少なくとも尚書きなどで検討する場所・機関を明記すべきである。
- 遺伝子組換え食品について消費者が最も懸念するのはアレルギーの可能性であり、消費者の立場に立った安全性評価基準であれば、慎重に考えてほしい。

・「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方（案）」

- 1995年のWHOのワークショップで、親品種で従来のものと同じように安全であることが示された除草剤耐性のトマトと、日持ち性をよくしたトマトの掛け合わせ品種についての考え方が示されており、親ごとの安全性が確認されていれば両方の親と同じように考えられると報告されているので、×、×の組み合わせについても、×、または×従来品種の掛け合わせと同様に扱い、新たな確認の必要はないのではないだろうか。
- どうしの掛け合わせの事例があるということで、安全が確認されたという見解ですが、これが安全だとする合理的な説明はなされていないように思うので、×も審査対象とすべきである。
- 代謝に影響があるかどうかを判断するのは技術的には非常に難しいので×も個別に審査すべきである。